

## 社会福祉法人見附市社会福祉協議会役員等の報酬に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人見附市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、本会の評議員、理事、監事の職にある者に支給する報酬について必要な事項を定めるものとする。

2 前項の定めにある評議員、理事、監事の職にある者とは別に、本会が設置運営を行う各種委員会の委員に支給する報酬についても、同様に扱うものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員、理事、監事、委員会における委員の総称を役員等という。
- (2) 報酬とは、法人職務を行った場合の対価として役員等に支払われる金銭である。
- (3) 法人職務とは、会長会務、常務会務、正副会長会議、評議員会、理事会、監事会、評議員選任・解任委員会、各種委員会、本会が実施する各種福祉事業、その他会長が別に定める会議等への従事・参加をいう。

### (報酬の額)

第3条 役員等には、次のとおり報酬を支給する。

- 2 会長職及び常務職にある理事については、月額により報酬を支給する。
- 3 前項の定めにはない役員等については、日額により報酬を支給する。
- 4 報酬の額は、別表1に定める額とする。

### (報酬の支給制限)

第4条 本会及び見附市職員が役員等に選任された場合、役員等の職に係る報酬は支給しない。

2 前項の定めにはない役員等が報酬受給の辞退を本会に申し出た場合についても報酬は支給しない。

### (報酬の支給日)

第5条 報酬は、法人職務の行われた日に支給する。ただし、会議等の性質上、当日の支給が困難な場合、後日に支給することができる。

2 会長職及び常務職にある理事に対する報酬は、事前に支払日を明らかにしたうえで、月額報酬を支給するものとする。

### (支給方法)

第6条 報酬は、現金もしくは役員等の指定する金融機関の預金口座への振込みにより支給するものとする。

### (出張の取扱い)

第7条 役員等が、その職務を遂行するため出張したときは、別に定める旅費規程に基づき旅費を支給し、報酬は支給しない。

### (公表)

第8条 本会は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表するものとする。

### (改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### (委任)

第10条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が他に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人見附市社会福祉協議会役員等の報酬に関する規程（平成29年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する

別表1

役員等の区分	報酬単価
会長職にある理事	月額 50,000 円
常務職にある理事	月額 60,000 円
会長職及び常務職を除く役員等	日額 4,800 円